地域福祉活動計画 評価のまとめと今後にむけての提言

1.はじめに

我々地域福祉活動計画評価委員会委員9人は,倉敷市社会福祉協議会から地域福祉活動計画の実施事業について,平成23年度から平成25年度までの3年度分の評価と今後に向けての提言を依頼された。

平成 26 年 8 月 19 日と 9 月 10 日の 2 回の会議において,事業の実績や進捗状況の確認と今後も社協として取り組む価値のある事業であるかを慎重に審議した。

その結果は別途記すが,本計画は,他の多くの計画に見られる一般的なスローガンの 提示にとどまらない,社協が具体的にどのような事業を通じて理念を実現しようとする のかが示されており,実施計画が具体的で達成度評価が行いやすい好感の持てる計画に なっている。第2次計画策定においても,是非この姿勢は継承していただきたい。

2.評価概要

さて,評価委員会において,30の「実施事業」の平成23・24・25年度の実施状況を精査した結果は実施事業評価調書の通りであるが、達成レベルが1の事業(達成率100%以上)は10,2の事業(達成率80%以上100%未満)は9,3の事業(達成率60%以上80%未満)は7,4の事業(達成率60%未満)は4であった。これらに対して,計画策定時からの情勢変化,実施方法の巧拙,事業目標達成に伴う役割終了など様々な視点から意見交換を行い,最終的に,「継続事業19,見直し事業10,休止事業1」という結果とさせていただいた。

中でも、「見直し」「休止」評価がついた事業については、決して否定的な評価ではなく、情報発信機能の他の媒体への委譲、事業主体の他団体への移行、本来社協の事業として取り上げることが不適切な他団体事業など、情勢変化や他律的要因を踏まえた事業の縮小や終了である。これらについては、第2次計画には引き継がなくてもよいものと考える。また、「継続」評価がついた事業についても、実施方法の巧拙、地域事情、新たに出てきた課題などを踏まえて、取り組み方に工夫を要するものが幾つかある。

さて、それらを踏まえて6つの重点目標ごとに評価結果を概括したい。

- 「(1)地域においてなんでも相談できる仕組みを構築し,自分たちの生活課題解決策を話し合う場をつくります」では,相談員研修や個人情報保護研修の一層の充実を図る一方で,情報発信や情報提供のあり方について見直しを図っていく必要があるとした。
- 「(2)住民同士のたすけあい活動,交流活動を推進します」は,福祉理解の促進と見守り・支えあい等の活動推進に関する事業であるが,概ね継続としている。ただし,より事業目的を達成するために,事業の実施・展開方法についての工夫を図る必要があるとした。
 - 「(3)身近なところで福祉について学習できる機会を充実します」は,福祉教育と住

民参加促進に関する事業であるが,(2)と同様に,より効果的方法を工夫しつつ継続とした。

- 「(4)市民活動(住民の福祉活動,ボランティア,NPO)の支援を応援します」は,ボランティア・NPO振興に関する事業であるが,これも概ね工夫をしつつ継続して支援を行うこととした。なお,一部事業については事業実施主体を他団体へ移行するよう見直すものがあるが,これはボランティア団体の自立・自治的運営の促進が目的であり,社協がボランティア・NPO振興・支援そのものから撤退するという意味ではないことは改めて確認しておきたい。
- 「(5)だれもが安心・安全な地域づくりを推進します」は,防犯・防災・権利擁護に関する事業であるが,これらも地域づくりを推進することで目的を果たそうとするものであり,いずれも重要である。なお,「⑤民生委員児童委員協議会と自主防災組織の連携」については,他律的な2団体間の取り組みに関するものであり,社協として直接的に介入し目標達成を図ることが困難な事業であるため休止とした。ただし,社会福祉協議会として防災体制・防災活動のあり方について検討する必要はあると考える。
- 「(6)地域福祉を推進するための基盤整備を進めます」は,文字通り社協事業が進める地域福祉を支える根幹となる仕組みや体制であるため,継続を原則としつつ,取り組み方法の見直しや工夫が必要であるとした。

3.提言

さて,これらの評価を踏まえて第2次計画の中で社協が取り組むべき事業活動の方向性について何点か提言しておきたい。

1つ目は,地区社協,ボランティア団体,当事者組織などの住民福祉活動についてである。これらの団体では,担い手不足・後継者不足による活動者負担感の増大,ないしは,やむをえない事業の縮小も散見される。第2次計画ではこの課題に対する対策を盛り込むことも検討されたい。とりわけ社協は地区社協に対して,住民活動の設立を働きかけるにとどまらず,設立後も運営への助言・協力,プログラムのアイデア提供や講師紹介,団体間連携の促進など継続的支援をしていく必要がある。その上で,団体に一定の力が付いた段階で自立的な活動・運営を促していく視点が必要である。

2 つ目は、「地域包括ケアシステム」の構築についてである。地域包括ケアシステムは、高齢者福祉分野にとどまらず、障がい、児童、生活困窮者など他の対象領域・分野においても求められるものである。これら地域包括ケアシステム自体を描くのは市の地域福祉計画の役目かもしれないが、その中で、社協がどのような役割・機能を果たすのかを、第2次計画策定時には意識して盛り込む必要がある。社協の従来事業の延長線上で事業の充実を図る計画にとどまらず、ケアシステムの弱みや空白部分を社協がどのよ

うに補えるかという視点から,これまで取り組んでいなかった分野や対象への開拓的, 先駆的な取り組みが求められる。

3つ目は,2つ目の一事例ともいえるものである。今後ますます家族や地域の繋がりの稀薄化・無縁社会化が進む中で,孤立する要援護者の財産や暮らしを守る権利擁護システムの構築・充実は喫緊の課題である。現段階の事業から一歩踏み込み,今後は市民後見人養成や社協による法人後見の可能性についても研究していただきたい。

4つ目は,災害対応の一層の充実についてである。災害の種類,災害弱者像の捕らえ直しなどを行い,地域づくりが社会的脆弱性を補強するという視点から,住民・諸団体とともに,福祉のまちづくりと災害に備えたまちづくりを並行的に推進する必要がある。また,災害発生時とその後の対応について社協が果たす役割の明確化を行い,災害ボランティアセンターが最大限機能する仕組みを描いていただきたい。

5 つ目は、地域福祉の取り組みについてである。地域福祉は、「種蒔き 気づき 学び 意識変容 組織作り 活動参加 組織運営・活動継続 組織の自立促進 ネットワーキング」と何十年という長期に亘る展望をもちつつ進めていくものである。その意味で、短期的成果や効果に囚われることなく、社協こそが取り組むに相応しい必要な事業を計画に位置づけ、根気強く継続していく必要がある。そして、行政との連携、協働の中で財政的裏付けを確定し、地域福祉の推進を形ある、中身のあるものにしていく必要がある。

4. 結びにかえて

この度,倉敷市社会福祉協議会が初めて取り組んだ5箇年の中期計画の評価に関わらせていただき,身の引き締まる思いでした。倉敷市社会福祉協議会が,これまでの単年度事業計画に加え,地域福祉活動計画を策定したことは,倉敷市の地域福祉の未来に対する態度を表明したものと言えます。その結果である3箇年の事業評価を第2次の計画にも活かしていただきたいと思います。素晴らしい第2次計画を策定してください。

平成 26 年 9月 10 日

社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会 会長 虫 明 正 雄 様

> 地域福祉活動計画評価委員会 委員長 川 上 富 雄